

事業の概要

(4. 災害廃棄物処理業務初動事務処理マニュアル案の作成【奈良県】)

●奈良県の職員向けマニュアルとして、大規模災害時に、県災害廃棄物対策本部内、国、被災市町村及び関係団体との連絡・連携を円滑かつ適切に図ることを目的とした、県災害廃棄物対策本部の4つの班の業務について、その作業手順や様式を定めたマニュアルを作成した。

- 奈良県では、『奈良県災害廃棄物処理計画(平成28年3月)』に基づいて県災害廃棄物対策本部を位置づけるほか、被災市町村が実施する災害廃棄物処理業務を発災初動期から緊急的に支援する「災害廃棄物処理緊急支援要員」を設置・任命し、県における災害廃棄物処理体制を整備してきた。
- 本マニュアルは、大規模災害時に、団体間の連絡・連携を円滑かつ適切に図ることを目的に「災害廃棄物処理業務初動事務処理マニュアル案」を作成した。

【目次】

1. 総則

- (1)本マニュアルの目的
- (2)本マニュアルの位置づけ
- (3)本マニュアルの構成と見直し
- (4)対象とする災害と本マニュアルの契機
- (5)対象とする期間
- (6)災害時に発生する一般廃棄物
- (7)災害時初動対応の実態

2. 指揮命令系統と役割

- (1)広域支援体制
- (2)奈良県災害廃棄物対策本部体制

3. 災害廃棄物処理対応フロー

- (1)県全体版
- (2)各班版

4. 処理マニュアル

- (1)体制整備
- (2)情報収集(緊急対応)
- (3)災害廃棄物発生量推計
- (4)災害廃棄物処理体制の構築

別冊:資料編(資料、様式集)

4. 処理マニュアル

1) 体制整備

①災害廃棄物処理対策本部の設置

- 災害廃棄物処理対策本部は、県災害対策本部の設置と合わせて設置を開始する。
- 県災害対策本部の設置時に確認した参集状況をもとに連絡体制を整理し、災害廃棄物処理対策本部を設置する。



①災害廃棄物処理対策本部の設置

(1)災害廃棄物処理対策本部の設置指示

◆本部長・統括

- 県災害対策本部の設置に合わせて、災害廃棄物処理対策本部の設置を企画調整班に指示する。

(2)災害廃棄物処理対策本部の設置

◆本部長・統括

- 可否・参集可能状況を確認し、各班の配置を検討・決定する

※発災直後は対応できる職員に限られるため、相互に役割をカバーしながら対応する。
※管理職不在の場合には、代理者が指揮命令を行う。

- 参集見込み等を踏まえ、必要な要員の確保が困難と判断される場合には、庁内の他部署やほかの自治体等への支援を要請する

◆企画調整班

- 「水資源・森林・景観環境部内」に本部を設置し、廃棄物対策課を事務局(執務スペース)とする。

(3)関係団体(国、他都道府県等)からの受援体制の調整・対応

◆広域調整班

- 奈良県災害廃棄物処理対策本部体制だけでは、対応が不十分となる可能性がある場合、関係団体(国、他都道府県等)から受援することを想定して、受援体制を構築するための調整や対応を行う。

※東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県では、処理終了までは慢性的に人材が不足した。膨大かつ多様な内容や性状の災害廃棄物を迅速に処理するにあたり、廃棄物処理のノウハウを有する自治体からの(応援)職員派遣に助けられたとの報告が上げられている。(出典:東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録)